

## 8 離島・過疎地域に対する補助事業の実績

離島・過疎地域自立促進特別事業

(単位：千円)

年度	事業箇所	事業名	事業費総額	補助金額	補助率	備考
S62～S63	鳩間島(竹富町)	離島振興コミュニティセンター建設	44,250	19,582	1/2	建物延面積210.12㎡、RC造り平屋
S63	波照間島(竹富町)	かん水淡水化施設整備	240,000	26,666	1/3	施設能力 240m <sup>3</sup> /日
H2	波照間島(竹富町)	簡易水道施設整備	71,000	7,889	8/10	水源(井戸)の確保
H4	与那国島	ゴミ処理施設整備	225,000	37,500	1/3	処理能力 5.0t/日
H5	波照間島(竹富町)	船客ターミナル建設	94,760	36,270	1/2	建物面積 260.8㎡、RC造り1階建て
H6	波照間島(竹富町)	海水淡水化施設整備	240,000	19,424	1/3	処理能力 230m <sup>3</sup> /日
H7～H8	与那国島	簡易水道施設整備	569,002	47,032	1/3	水源開発(取水施設)、導水施設
H9	石垣島(石垣市)	アジア民族芸能祭いしがき'97～アゾアの太鼓	28,465	5,000	1/2	イベントの開催
H11	西表島他(竹富町)	空き缶リサイクルプレス車購入	17,259	8,600	1/2	空き缶リサイクルプレス車1台
H12	小浜島(竹富町)	農業気象情報システム設置事業	25,690	10,000	1/2	小浜島：子局(気象ほつ)、竹富町役場内：親局
H17	与那国町	リサイクル推進機材設備整備事業	7,134	3,500	1/2	圧縮梱包機、コンテナ、メッキカゴ、保管庫
H19	石垣市	火葬場改修事業	18,560	6,000	1/2	火葬炉耐火材張替、パーナー取替、霊柩車改造等
	八重山圏域計		1,581,120	227,463		
	合計		10,011,925	1,576,656		

資料：企画部 地域・離島課

注) 1. 補助率は市町村負担額に対するものである。(※は沖縄本島の過疎地域)

2. 平成16年度以前は「離島・過疎地域振興特別事業」

3. 〔事業内容〕離島・過疎地域市町村の実施する生活環境施設の整備及び既存施設の有効活用のための事業に対し補助を行い、離島過疎地域の自立促進を図る。(平成19年度をもって事業終了)

## 8 離島・過疎地域に対する補助事業の実績（つづき）

### 過疎地域活性化推進モデル事業

年 度	市町村・団体名	事 業 内 容	総事業費 (千円)	国 庫 (千円)	県 費 (千円)
H6	竹 富 町	天文タワー完成PRイベント	11,294	5,150	2,575

### 高齢者コミュニティセンター建設事業

年 度	市町村・団体名	事 業 内 容	総事業費(千円)	国 庫(千円)
S57	竹 富 町	高齢者の多目的な利用に適した施設 (高齢者コミュニティセンター)の整備	68,192	9,700

## 8 離島・過疎地域に対する補助事業の実績（つづき）

### 離島・過疎地域ふるさとづくり支援事業

（単位：千円）

年度	市町村名	事業名	事業区分	事業費	補助金額
H11	与那国町	姉妹都市親善交流事業	人材育成事業	3,733	1,800
H13	竹富町	「ちゅらさん」祭	地域戦略イベント事業	11,752	5,000
	与那国町	第12回日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会	地域戦略イベント事業	9,317	3,500
H14	石垣市	健康食品薬草開発調査事業	プログラム策定事業	7,502	3,750
	与那国町	姉妹都市交流親善事業	人材育成事業	14,077	1,755
H16	石垣市	ゆらていく白保村体験事業	プログラム策定事業	6,004	3,000

資料：企画開発部 地域・離島振興局 地域・離島課（現：企画部 地域・離島課）

注）1. 平成10年度から13年度までは、離島・過疎地域ふるさと活性化推進事業

2. 〔事業の内容〕離島・過疎地域の有する豊かな自然環境や伝統文化等を有効な地域資源として活用し、地域住民が主体となって取り組む地域づくりのためのソフト事業に対して補助する。（H16年度をもって事業終了）

### 過疎地域自立活性化推進交付金事業

（単位：千円）

年度	市町村・団体名	事業内容	事業区分	総事業費	国庫
H24	竹富町	漂着ゴミを活用した島産エネルギー実証実験（発泡スチロールからスチレン油を抽出する）	過疎地域等自立活性化推進事業	10,857	10,000
H26	石垣市	白保集落での集落観光、農家体験、特産品加工直売を実施するためプログラム、施設等の整備	過疎集落等自立再生対策事業	12,600	10,000
H27	竹富町	大富公民館・共同売店を拠点とした地域産物の加工・販売及びコミュニティスペースの整備等	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	8,291	8,000

# 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置

平成30年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
農地整備事業(県)	○農業用排水・区画整理等 ・受益面積10ha以上 (担い手育成型 10ha以上) (担い手支援型 20ha以上)	75	14.5	10.5	75	16.5	8.5	土地改良法 農業競争力強化 基盤整備事業実 施要綱 土地改良事業関 係補助金交付要 綱	農地農村 整備課 ※負担割合 の( )書き は、過疎地 域
水利施設整備事業(県)	○農業用排水施設の新設、廃止又は改良 ○ダム建設、畑地かんがい施設等の整備 ・受益面積 [ 水田：100ha以上 畑：50ha以上	80	11	9	80	15.5	4.5	沖繩振興公共投 資交付金交付要 綱	
県営地域用水環境整備事業 (県)	○親水景観保全・利用保全・生態系保全施 設等の整備 ・総事業費 3千万円以上	2/3	0.4/3	0.6/3	2/3	0.5/3	0.5/3	沖繩振興公共投 資交付金交付要 綱	
地域用水環境整備統合補助事 業 (市町村・土地改良区)	○親水景観保全・利用保全・生態系保全施 設等の整備	2/3	0.4/3	0.6/3	2/3	0.5/3	0.5/3	沖繩振興公共投 資交付金交付要 綱 土地改良事業等 補助金交付要綱 (県)	
県営通作条件整備事業(県)	○農道の新設、改良 ・受益面積50ha以上(過疎地域30ha以上) ・車道幅員4.5m以上(過疎地域4.0m以上)	85 (85)	7.5 (15)	7.5 (0)	85 (85)	10.0 (15)	5.0 (0)	土地改良法 沖繩振興公共投 資交付金交付要 綱	
農山漁村活性化対策整備事業	○農業生産基盤整備 ①農業用排水施設②農道 ③暗渠排水 ④客土 ⑤区画整理 ⑥農用地保全 ⑦農地造成 ⑧土地改良施設保全 ⑨交換分合 ⑩営農用水施設 ⑪農業集落道 ⑫防災安全施設 ⑬農用地等集団化 ・ア ①～⑤のうちいずれか、又は2以上 受益面積 5 ha以上 ・イ アと併せて⑥～⑬を行うもの	80	11	9	80	15.5	4.5	土地改良法 農山漁村活性化 法 沖繩振興公共投 資交付金交付要 綱 沖繩県農山漁村 活性化対策整備 事業交付要綱 (県)	
水質保全対策事業(耕土流出 防止型)(県)	「耕土流出防止環境保全計画」に基づく土 砂流出防止対策工の実施 ①承水路、排水施設、沈砂池等の整備 ②法面保護、植生工、勾配抑制 ・受益面積20ha以上	75	12.5	12.5	75	15	10	沖繩振興公共投 資交付金交付要 綱	
水質保全対策事業(耕土流出 防止型)(市町村)	「耕土流出防止環境保全計画」に基づく土 砂流出防止対策工の実施 ①承水路、排水施設、沈砂池等の整備 ②法面保護、植生工、勾配抑制 ・受益面積10ha以上	75	12.5	12.5	75	15	10	沖繩振興公共投 資交付金交付要 綱 土地改良事業等 補助金交付要綱 (県)	
県営農地保全整備事業(県)	○農用地侵食防止工事 ①農用地の侵食、崩壊を防止するための 排水施設等の新設若しくは改修 ②風害若しくは潮害を防止するために行 う防風施設の整備 ・受益面積20ha以上 ○特殊農地保全整備工事 農地侵食防止工事と受益面積がおおむね3 分の2以上が重複するほ場整備及び畑地か んがい施設整備 ・ほ場整備 受益面積おおむね 5 ha以上 ・畑地かんがい施設整備 面積おおむね20ha以上	80	10	10	80	15	5	土地改良法 沖繩振興公共投 資交付金交付要 綱	
		75	14.5	10.5	75	16.5	8.5		
		80	11	9	80	15.5	4.5		

# 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成30年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
団体営農保地全整備事業 (市町村・土地改良区等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地侵食防止工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①農用地の浸食、崩壊を防止するための排水施設等の新設若しくは改修</li> <li>②風害若しくは潮害を防止するために行う防風施設の整備</li> </ul> </li> <li>・受益面積10ha以上</li> <li>○特殊農地保全整備工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>農地浸食防止工事と受益面積がおおむね3分の2以上が重複するほ場整備及び畑地かんがい施設整備</li> <li>・ほ場整備</li> <li>・受益面積おおむね5ha以上</li> <li>・畑地かんがい施設整備</li> <li>・受益面積制限なし</li> </ul> </li> </ul>	80	10	10	80	15	5	土地改良法 沖繩振興公共投資交付金交付要綱 土地改良事業等補助金交付要綱(県)	農地農村整備課
団体営ため池等整備事業 (市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農用地、農業用施設等の災害を防止するために、ため池整備工事及び排水施設整備工事</li> <li>・総事業費800万円以上</li> <li>○土砂崩壊防止工事</li> <li>・総工事費800万円以上</li> </ul>	80	11	9	80	15.5	4.5	土地改良法 沖繩振興公共投資交付金交付要綱 土地改良事業等補助金交付要綱(県)	
含みつ糖振興対策事業費 (沖繩県糖業振興協会)  (町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○含みつ糖振興対策事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>含蜜糖製造事業者（伊平屋村、伊江村、栗国村、多良間村、竹富町、（西表島、小浜島、波照間島）、与那国町）の経営安定を図るため、含蜜糖生産条件不利補正対策事業等の助成を行う。</li> <li>○含みつ糖製糖施設近代化事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全・安心に対応しうる近代的な製糖施設の整備に対する助成を行う。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>				80	20		沖繩振興特別措置法  沖繩振興特別推進交付金交付要綱 沖繩県糖業振興対策費補助金交付要綱	
拠点産地自走支援事業 (市町村、農業協同組合、広域事業主体、営農集団)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園芸作物の生産振興を図るため施設の補強、高度利用による現地実証を行う。</li> <li>・農業振興地域の農用地区域内</li> <li>・拠点産地または産地協議会を設置している地域</li> <li>・事業実施主体が、市町村、JA、2戸以上からなる営農集団等</li> </ul>		40	60		40	60	園芸拠点産地成長戦略事業補助金交付要綱	園芸振興課
農業集落排水事業(市町村等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○し尿・生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設を整備する。</li> <li>・受益戸数が概ね10戸以上で、末端の受益が2戸以上</li> <li>・処理対象人口が概ね1,000人程度に相当する規模以下</li> <li>・農業振興地域であること</li> </ul>	75	12.5	12.5	75	15	10	沖繩振興公共投資交付金交付要綱 土地改良事業等補助金交付要綱(県)	
農地環境整備事業(市町村等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耕作放棄に伴う悪影響の除去と優良農地の保全を計画的に一体的に整備を行う</li> <li>1. 農業生産基盤整備事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①区画整理事業</li> <li>②水田転換を行う事業</li> <li>③農業用排水施設整備事業</li> <li>④農地保全事業</li> <li>⑤農道整備事業</li> <li>⑥暗渠排水事業</li> </ul> </li> <li>2. 保全管理等事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①高付加価値農業基盤整備事業</li> <li>②附帯事業</li> <li>③農地整備事業</li> <li>④市民農園等整備事業</li> <li>⑤生態系保全施設等整備事業</li> <li>⑥遊水池整備事業</li> <li>⑦土地改良施設の撤去及び跡地整備</li> <li>⑧交換分合事業</li> </ul> </li> <li>3. 特認事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①特認事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地域の農地面積に対して、事業の受益となる生産区域の農地面積の割合が7割以上確保できること</li> <li>・面積は10ha</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	75	12.5 (14.5)	12.5 (10.5)	75	15 (16.5)	10 (8.5)	土地改良法 沖繩振興公共投資交付金交付要綱 土地改良事業等補助金交付要綱(県)	農地農村整備課  ※ ( ) はほ場整備の負担割合

## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成30年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
(市町村) 農村集落基盤再編・整備事業	○農業生産基盤整備 ○集落基盤整備 ○市町村創造型整備 ・村づくり計画が策定されていること。 ・農業生産基盤と農村集落基盤の総合的な整備を行うもの。	70	12 (14)	18 (16)	70	15 (16.5)	15 (13.5)	土地改良法 沖縄振興公共投資交付金交付要綱 土地改良事業等補助金交付要綱（県）	農地農村整備課  ※負担割合の○書きは、ほ場整備、農用地改良保全の場合  ※平成29年度より、村づくり交付金と中山間総合整備事業を農村集落基盤再編・整備事業に統合。
漁業集落環境整備事業 (市町村)	○漁業集落道、集落排水施設、水産飲雑用、水施設、防災安全施設、広場・緑地等の整備及び用地整備 ・集落人口規模：50人以上5千人以下 ・漁業依存度又は漁家比率が1位であること ・総事業費3千万円以上	55	22.5	22.5	55	27.5	17.5		
漁港環境整備事業(市町村)	○植栽、休憩所、防災施設等漁港の環境向上、防災対策に必要な施設及び用地整備 ・全体計画面積が2,500㎡以上、ただし、第1種、第2種漁港については1,200㎡ ・施設を利用すると見込まれる人数(一日平均の当該施設利用者人数)で除した場合に、原則計画利用者人数一人につき1.5㎡以下の面積になる場合に限る。 ・総事業費5千万円以上	50	25	25	50	30	20	沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱	漁港漁場課  負担割合欄で上段は漁港施設の場合 下段は ①漁場施設 ②環境施設 ③集落環境施設 ④地域創造型の場合
漁村再生交付金(市町村)	○地域の既存ストックの有効活用等を通じた、生産基盤と生活環境基盤の効率的整備を推進し、漁村の再生を支援 ・漁村の再生を支援 ・総事業費が1億円以上20億円以下のもの	75 75	10 10	15 15	75 75	20 12.5	5 12.5		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     負担割合の上段は漁港施設の場合。                      下段は、①漁場施設、②環境施設、③集落環境施設、④地域創造型の場合。                 </div>							
分蜜糖振興対策支援事業費 (沖縄県糖業振興協会)	○分蜜糖製造事業者（伊是名村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市（宮古島、伊良部島）、石垣市）の経営安定を目的に、気象災害対策や合理化対策等に必要な支援措置を行う。	80	20		80	20		沖縄振興特別推進交付金交付要綱 沖縄県糖業振興対策費補助金交付要綱	糖業農産課
農業基盤整備促進事業	○農地農業用施設の整備を地域の実情に応じて実施し、農業競争力を強化するため下記の事業を実施する。 (1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道 (6) 農用地の保全 以下の条件を満たす区域 ・農業振興地域の区域 ・事業費が200万円以上 ・受益者数が農業者2者以上	80 (80)	10 (11)	10 (9)	80 (80)	15 (15.5)	5 (4.5)	土地改良法 沖縄振興公共投資交付金交付要綱 沖縄県土地改良事業等補助金交付要綱（県）	農地農村整備課  ※負担割合の○は土地改良事業に基づく事業の場合

## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成30年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
農地耕作条件改善事業	<p>○農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進する。</p> <p>(1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層解消 (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) 管理省力化支援 (10) 品質向上支援 (11) 条件改善促進支援</p> <p>以下の条件を満たす区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域の区域</li> <li>・農地中間管理機構との連携概要を策定</li> <li>・地域内農地集積促進計画を作成</li> <li>・農地耕作条件改善計画を作成</li> <li>・事業費が200万円以上</li> <li>・受益者数が農業者2者以上</li> </ul>	80 (80)	10 (11)	10 (9)	80 (80)	15 (15.5)	5 (4.5)	土地改良法 優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱 農地耕作条件改善事業実施要綱 農地耕作条件改善事業実施要綱 沖縄県土地改良事業等補助金交付要綱（県）	農地農村整備課
中山間地域所得向上支援事業	<p>○意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進する。</p> <p>1 所得向上計画策定 (1) 中山間地域所得向上計画の策定</p> <p>2 基盤整備 (1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 区画整理 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備計画を作成</li> <li>・受益者数が農業者2者以上</li> </ul> <p>3 施設整備等 (1) 地域連携販売力強化施設 (2) 農産物等処理加工施設 (3) 農産物等集出荷貯蔵施設 (4) 高生産性農業用機械施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備対策事業実施計画及び施設整備対策事前点検シートを作成し、所得向上計画の関連計画として添付</li> <li>・受益者数が農業者3者以上</li> </ul> <p>以下の条件を満たす区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が中山間地域所得向上計画を策定</li> <li>・農業振興地域の区域</li> <li>・事業費が200万円以上</li> </ul>	定額 (1地区500万円以内) 80 (80)	10 (11)	10 (9)	80 (80)	15 (15.5)	5 (4.5)	土地改良法 中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱 中山間地域所得向上支援対策実施要綱 中山間地域所得向上支援対策実施要綱 沖縄県土地改良事業等補助金交付要綱（県）	※負担割合の（）は土地改良事業に基づく事業の場合
<b>2 交通通信体系の整備</b>									
離島空路確保対策事業	<p>○離島航空路線の運航により生じた路線収支の損失額を補助する。</p> <p>【補助対象路線】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶等代替交通手段による移動所要時間が概ね2時間以上</li> <li>・最も日常生活拠点性を有する</li> <li>・2社以上が競合する路線でないこと</li> </ul>				実績損失額又は標準損失額のいずれか低い額の1/2	実績損失額から国の補助額を差し引いた額の2/3	実績損失額から国の補助額を差し引いた額の1/3	地域公共交通（航空路）確保維持改善事業補助金交付要綱	交通政策課
離島航路補助事業（離島市町村及び民間の離島航路事業者）	<p>○離島航路の運営により生じた欠損額に対する補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄本島と離島、離島相互間又は同一離島内の地点間を連絡する航路</li> <li>・他に交通機関がない地点間又は他の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路</li> <li>・関係住民のほか、郵便物又は生活必需品、主要物資等を輸送している航路</li> </ul>				実績欠損額又は標準欠損額のいずれか低い額	実績欠損額から国の補助額を差し引いた額の2/3	実績欠損額から国の補助額を差し引いた額の1/3	離島航路整備法 沖縄県地域公共交通（離島航路）改善事業費補助金交付要綱	※実績欠損額から国の補助額を差し引いた額について、平成17年度より市町村負担を導入。 ※平成17年度に要綱改正
生活バス路線確保対策補助事業（市町村）	<p>○生活バス路線の運行によって生じた欠損額及び車輛購入費に対する補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活バス路線の運行を行う市町村又はバス事業者に対し補助を行う市町村</li> <li>・離島・過疎地域については補助要件及び補助限度額を緩和</li> </ul>	1/2	1/2			1/2	1/2	沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱	
					補助対象経費の額は9/20		補助対象経費の額は11/20		

## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成30年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>3 生活環境等の整備</b>									
離島・過疎地域簡易水道振興事業(市町村)	<p>○離島・過疎地域市町村が国庫補助を受けて実施する簡易水道事業の町村負担分の一部について、県補助を行う。</p> <p>①海水・かん水淡水化施設 ②その他特に必要と認められるもの</p> <p>○離島・過疎地域市町村が実施する簡易水道事業で国の補助事業として、補助の採択基準上採択されないものについて、県補助を行う。</p>				2/3	国庫補助金及び過疎債又は辺地債相当額を除いた町村負担額の1/3以内 過疎債又は辺地債相当額を除いた町村負担額の1/2以内	5/18  3/4	離島・過疎地域簡易水道振興事業取扱要領（同事業はH27年度で終了）	衛生薬務課
へき地患者輸送車(艇)整備事業	○離島へき地における医療に恵まれない地域住民の医療を確保するため、患者輸送用マイクロバス・ワゴン車等を購入整備する	1/2	1/2		1/2	1/2		沖縄振興特別措置法89条 へき地保健医療対策等実施要綱 医療施設等設備整備費補助金交付要綱	医療政策課
へき地診療所施設設備整備事業	○無医地区等又は無歯科医地区等において診療所(診察室、処置室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等)、医師住宅及び看護師住宅を整備することにより、地域住民の医療を確保する。	3/4	1/4		3/4	1/4		沖縄振興特別措置法89条 へき地保健医療対策等実施要綱 医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医療政策課
へき地診療所運営費補助事業	○医療に恵まれない離島・へき地等住民の医療を確保するため、市町村立のへき地診療所の運営費を助成し、診療所の機能を維持する。	3/4	1/4		3/4	1/4		沖縄振興特別措置法89条 へき地保健医療対策等実施要綱 医療施設等運営費補助金交付要綱	医療政策課
へき地保健指導所運営事業費補助	○無医地区等において、保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導の強化を図るため、市町村が実施する事業に対し運営費を補助する。	1/2		1/2	1/2		1/2	医療施設等運営費補助金交付要綱	保健医療総務課
沖縄県国民健康保険保険給付費等交付金（県2号繰入金・保健事業分）	○離島市町村における集団特定健康診査（集団健診）の実施にかかる旅費の2分の1を助成する。 ※市町村負担1/2については、国の助成において同様の助成事業あり。実質的に市町村の負担は生じない。				1/2	1/2		沖縄県国民健康保険保険給付費等交付要綱	国民健康保険課



## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成30年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>3 生活環境等の整備</b>									
海底送水管等簡易水道施設更新支援事業	<p>○離島・過疎地域の水道事業者が実施する国庫補助による簡易水道施設整備事業で、「町村だけでは対応困難な海底送水管」等の更新事業に対し県補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費は、地方債の元利償還金充てるための減債基金等の積立に要する経費とする。</li> <li>・補助金額は、事業費（用地費及び補償費、調査費、事務費を除く。）の4%以内とする。</li> </ul>				2/3	国庫補助金及び過疎債又は辺地債相当額を除いた町村負担額の1/3以内 過疎債又は辺地債相当額を除いた町村負担額の1/2以内	5/18	簡易水道事業償還基金費補助金交付要綱	衛生薬務課
離島患者等支援事業	<p>離島のがん、難病などの患者、妊産婦等に対し、島外への通院費を助成する市町村に対して、県の基準額の範囲内において、その助成額の1/2を補助する。</p>					1/2	1/2	沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱	医療政策課